

最高裁秘書第2318号

令和3年7月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

6月17日付け（同月21日受付，第030286号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が，「裁判所事務官@メンヘラ借金女」と題するツイッターアカウント（令和3年5月登録）に関して作成し，又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは，不開示情報である，公にすることにより人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので，その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）